

低入札価格調査実施要領の改正について

「政府調達に関する協定」の適用を受ける建設工事（予定価格19億4,000万円以上）について、工事の適正な履行を確保するとともに下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、北九州市建設工事低入札価格調査実施要領を次のとおり改正することにしましたので、お知らせします。

1 改正内容

- (1) 低入札価格調査実施要領に提出書類の様式及び添付資料を定め、調査基準価格を下回った入札者に対して、合計31種類の提出書類及び添付資料を求め、その内容により確認を行います。
- (2) 提出書類（提出書類の作成要領へ）

No.	提出書類	No.	提出書類
1	当該価格で入札した理由	17	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書
2	積算内訳書	18	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
3	積算内訳書に対する明細書	19	品質確保体制(品質管理計画書)
4	VE提案等によるコスト縮減額調書	20	品質確保体制(出来形管理計画書)
5	下請予定業者等一覧表	21	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
6	配置予定技術者名簿	22	安全衛生管理体制(点検計画)
7	手持ち工事状況(対象工事現場付近)	23	安全衛生管理体制(仮設設置計画)
8	手持ち工事状況(対象工事関連)	24	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
9	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	25	誓約書
10	手持ち資材の状況	26	施工体制台帳
11	資材等購入予定先一覧	27	施行体系図
12	手持ち機械の状況	28	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
13	機械等リース元一覧	29	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①
14	労務者の確保計画	30	積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②
15	工種別労務者配置計画	31	経営状況
16	建設副産物の搬出地		

2 施行日

平成25年8月21日（施行日以降に公告又は指名通知する案件から適用）

調査基準価格の算定方法

直接工事費の95% 共通仮設費の90% 現場管理費の80% 一般管理費等の55%
 (+ + +) × 1.0001 ~ 1.01 [無作為抽出係数] × 105/100 [消費税分]

制度の内容についての問合せは契約室管理課（582-2545）まで
 個別の案件についての問合せは契約室契約課（582-2256）まで